

第7章 EAR (Export Administration Regulations) 米国輸出管理規則 該非判定

EAR とは、米国の輸出管理規則のことです。米国から輸出した米国原産品をさらに第三国に輸出する、いわゆる再輸出も規制されています。たとえば、日本国内にある米国原産品を外国に輸出する場合や日本製品に組み込んで輸出する場合に、この規制の対象となることがあります。日本企業は、リスク管理のために EAR を遵守しなければなりません。なぜならば、違反すると米国商務省により「取引禁止顧客リスト (DPL)」にリストアップされ、米国企業との取引ができなくなるからです。さらに、社内管理上という理由で EAR の該非判定を求める例が出てきています。

このような背景から当ガイドンスでも EAR の該非判定の説明をしていきます。この章で出てくる用語を表にまとめましたので参考にしてください。

表7-1 用語集

略称	正式名称	日本語訳
APP	Adjusted Peak Performance	加重最高性能
AT	Anti-Terrorism	規制理由記号：テロ活動防止規制
BIS	the Bureau of Industry and Security	米国商務省産業安全保障局
CB	Chemical & Biological Weapons	規制理由記号：化学生物兵器関連拡散防止規制
CC	Crime Control	規制理由記号：犯罪防止規制
CCL	Commerce Control List	EAR 規制対象品目の一覧表
CWC	Chemical Weapons Convention	規制理由記号：化学兵器禁止条約規制
De minimis level (rule)	De minimis level (rule)	デミニマスレベル (ルール) EAR 対象外とみなすことができる、米国原産品の組込率 (免除基準)
DOC	Department of Commerce	米国商務省
DPL	Denied Persons List	取引禁止顧客リスト
EAA	Export Administration Act	米国輸出管理法
EAR	Export Administration Regulations	米国輸出管理規則、BIS が管轄。
EAR99	items subject to the EAR not listed on the CCL	EAR 対象品であるが、CCL に規定されていない品目に付与される ECCN のこと。 リスト外規制品ともいう。
ECCN	Export Control Classification Number	輸出管理分類番号、つまりリスト規制の項番
EI	Encryption Items	規制理由記号：暗号規制
EL	Entity List	WMD (大量破壊兵器) 拡散懸念や安全保障及び外交政策上の利益に反する団体のリスト
FC	Fire-arms Convention	規制理由記号：小火器条約規制
MT	Missile Technology	規制理由記号：ミサイル関連拡散防止規制
NP	Nuclear non Proliferation	規制理由記号：核拡散防止規制
NS	National Security	規制理由記号：国家安全保障規制
NSG	Nuclear Suppliers Group	原子力供給国会合 (国際レジーム)
RS	Regional Stability	規制理由記号：地域安定規制
SI	Significant Items	規制理由記号：重要品目規制